

下田部墓地

永代墓のご紹介 永代墓使用規約



下田部墓地住所：〒569-0062 大阪府高槻市下田部町2-54
永代墓管理：下田部自治会／一念寺

ご挨拶

「永代にわたる安心のかたち」 一念寺住職 保田正信

刻々と移りゆく現代社会の中で、お墓に対する考え方やご家族の在り方も少しずつ変化してまいりました。「子供に負担をかけたくない」「跡継ぎがいなくても、寂しい思いはしたくない」「分骨を高槻に納骨したい」といった切実な声をお聞きすることも少なくありません。

こうした現代の事情に寄り添い、皆さまの不安を安心へと変えるために、永代墓を建立いたしました。

【永代の安心 / 管理費・年会費 不要】

お墓参りが難しい方に代わり、一念寺と自治会が責任を持って清掃や管理を行います。管理費や年会費は不要ですので、後々の費用についてご心配いただく必要はございません。

【まごころのお墓 / 墓前での読経・永代経法要での読み上げ】

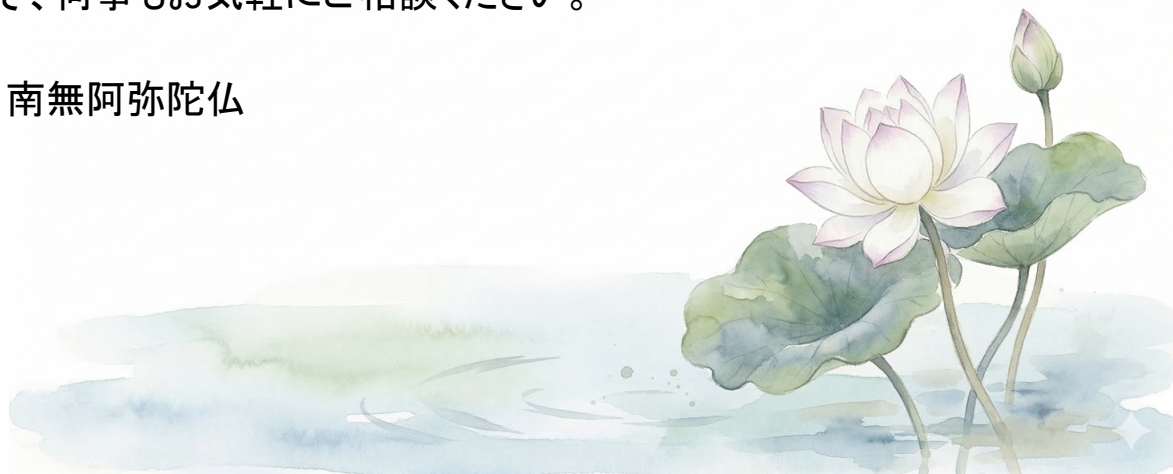
形だけのお墓ではなく、一念寺の僧侶が定期的に墓前での読経を厳かに勤修いたします。（※墓前読経の日時に定めはございません。個別の墓前読経をご希望の際は、一念寺へご相談ください）

また、納骨後直近の永代経法要（5月）におきまして、ご契約者様のお名前・法名・家名などを読み上げ、仏法相続への貢献と感謝を仏前にご報告申し上げます（ご希望される方のみ）。

お墓は、故人様を偲ぶ場所であると同時に、今を生きる皆さまの心が安らぐ場所であってほしいと願っております。

どうぞ、何事もお気軽にご相談ください。

合掌 南無阿弥陀仏



【目次】

- 下田部墓地永代墓 使用規約
- ①永代墓使用申込書
- ②永代墓使用規約同意書
- ③下田部墓地永代墓 銘板刻印・永代経芳名読上 申込書
- ④下田部墓地永代墓 使用許可証
- ⑤訂正届

【申込後にお渡しするもの】

- ①永代墓使用申込書の控え(コピー)
- ②永代墓使用規約同意書の控え(コピー)
- ③銘板申込用紙の控え(希望者のみ・コピー)
- ④下田部墓地永代墓 使用許可証

【申込時に必要なものチェックシート】忘れ物防止にご使用ください。

- ☐ ①永代墓使用申込書
- ☐ ②永代墓使用規約同意書
- ☐ ③下田部墓地永代墓 銘板刻印・永代経芳名読上 申込書(希望者)
- ☐ 埋葬許可証(火葬許可証)もしくは改葬許可証
- ☐ 身分証明書(免許証・マイナンバーカードなどの写真付きのもの)

下田部墓地永代墓 使用規約

第1章 総則

第1条(名称) 本規約において定める永代墓の名称は、「下田部墓地永代墓」(以下「本永代墓」)とします。

第2条(管理・運営)

本永代墓の管理および運営は、下田部自治会(以下「自治会」)と宗教法人一念寺(以下「一念寺」)が共同で行います。

第3条(目的) 本規約は、本永代墓を永続的かつ適正に使用・管理し、使用者の尊崇の念に資することを目的とします。

第4条(使用者の要件)

本永代墓は、一念寺の門信徒に限らず、本規約に同意し、所定の手続きを完了した方であれば使用することができます。

第5条(使用許可)

1. 本永代墓の使用を希望する方は、本規約に同意のうえ、所定の「①永代墓使用申込書」および「②永代墓使用規約同意書」に必要事項を記入し、永代墓使用料を納入するものとします。
2. 前項の手続きが完了した方に対し、自治会および一念寺は連名で「④下田部墓地永代墓 使用許可証」(以下「許可証」)を交付します。
3. 本永代墓の使用は人の遺骨に限るものとし、動物の遺骨等の納骨は認めません。

第2章 使用权

第6条(使用权の性格)

1. 許可証は使用者本人に限り有効とし、本永代墓の使用权を認めるものであり、墓地に関する所有権、賃借権その他の物権を付与するものではありません。
2. 本永代墓の使用权は、第三者に譲渡、転貸、または担保に供することはできません。

第7条(届出事項の変更)

使用者は「①永代墓使用申込書」に記載した氏名、住所、連絡先等に変更が生じた場合は、「⑤訂正届」を自治会および一念寺に提出しなければなりません。

第3章 納骨および法要

第8条(宗派および法式)

本永代墓の使用に当たっては使用者の宗旨を問いません。しかし、納骨、永代経法要、盆法要その他一切の宗教儀式は、一念寺が浄土真宗本願寺派の法式に従って執り行います。

第9条(納骨の手続き)

1. 納骨に際しては、埋葬(改葬)許可証を提出していただきます。
2. 納骨は、一念寺の僧侶の立ち会いのもとで執り行います。

第10条(遺骨の安置方法)

1. 納骨は、原則として合葬(共同の納骨室への納骨)とします。
2. 使用者の希望により、納骨後十三回忌までは骨壺のまま安置することができます。ただし、一度納骨された遺骨を個別に取り出すことはできません。
3. 骨壺で安置された遺骨は、十三回忌終了後、自動的に合葬されます。

第11条(銘板の刻印)

1. 使用者は、自治会および一念寺が定める方法により、芳名等を銘板に刻印し、掲示することができます。
2. 銘板への刻印・掲示は「③下田部墓地永代墓 銘板刻印・永代経芳名読上 申込書」を提出した希望者のみとします。
3. 銘板への刻印・掲示に伴う追加の費用は発生しません。

第12条(法要)

1. 納骨後、本永代墓における法要は全て、一念寺が執り行います。
2. 個別の年回忌法要、祥月命日等の法要を希望する場合は、使用者が一念寺に直接依頼し、一念寺の法式により執り行うものとします。
3. 一念寺は、年一回、下田部墓地において盆法要を執り行い、使用者はこれに参加することができます。
4. 納骨後、最初に行われる永代経法要(5月／一念寺本堂)において、僧侶が納骨者の芳名を読み上げ仏前に報告します。これに伴う追加の費用は発生しません。
5. 永代経での芳名の読み上げは希望者のみとします。

第13条(遺骨の返還不可)

理由のいかんを問わず、一度納骨された遺骨の返還はできません。

第4章 費用

第14条(永代墓使用料)

1. 永代墓の使用料は、遺骨一体につき50万円とします。
2. 同時に複数体の納骨を希望される場合の使用料については、別途相談のうえで決定します。
3. 第11条に定める銘板の刻印掲示、および第12条に定める永代経での読み上げを希望される場合において、追加の費用は発生しません。

第15条(費用の不返還)

納入された永代墓使用料は、いかなる理由においても返還しません。

第5章 使用許可の解除・取消

第16条(使用許可の取消)

自治会および一念寺は、次のいずれかに該当する場合、本永代墓の使用許可を取り消すことができます。

1. 使用者が本規約に違反し、是正の求めにもかかわらず改善されないとき。
2. 虚偽の申請により使用許可を得たことが判明したとき。
3. その他、管理運営上著しい支障をきたす行為があったとき。

第17条(免責事項)

自治会および一念寺は、天災地変、不可抗力、その他管理者の責めに帰することのできない事由により生じた損害については責任を負わないものとします。

以上

附則

本規約は、2026年4月1日から施行します。

①永代墓使用申込書
(下田部墓地永代墓使用申込書)

受付日 _____ 年 月 日
(管理用番号: _____)

1. 申込者情報(使用者・永代墓の名義人となる方)

氏名(フリガナ): _____

現住所: 〒 _____

電話番号: _____ (メール等: _____)

一 念 寺 と の 関 係 : 門 信 徒 ・ 其 他 _____

2. 納骨を希望される方(故人)の情報

氏名(フリガナ): _____

生年月日 : _____ 年 月 日

死亡年月日: _____ 年 月 日

申込者との続柄: _____

宗派: 浄土真宗・仏教(_____)・その他(_____)

3. 納骨の形態(該当するものに○をしてください)

・合葬(共同納骨室への納骨) ・骨壺(十三回忌後に合葬)

上記のとおり、下田部墓地永代墓の使用を申し込みます。

_____ 年 月 日 署名: _____

②永代墓使用規約同意書
(下田部墓地永代墓使用規約同意書)

受付日 年 月 日
(管理用番号:)

下田部自治会・一念寺 御中

私は、下田部墓地永代墓の使用にあたり、貴会および貴寺が定める「下田部墓地永代墓 使用規約」の全条項を熟読し、その内容をすべて理解し、同意します。

特に、以下の事項について異議なく承諾します。

1. 永代墓の使用権は、所有権等の物権ではないこと(第6条)。
2. 納骨された遺骨は、理由のいかんを問わず返還されないこと(第13条)。
3. 納入した永代墓使用料は、いかなる理由においても返還されないこと(第15条)。
4. 虚偽申請や規約違反があった場合、使用許可が取り消される場合があること(第16条)。
5. 納骨は原則として合葬であり、個別安置を選択した場合でも十三回忌終了後には合葬室に移されること(第10条)。
6. 法要・宗教儀式は、すべて一念寺によって浄土真宗本願寺派の法式で執り行われること(第8条、第12条)。

年 月 日 署名:

③下田部墓地永代墓 銘板刻印・永代経芳名読上 申込書

受付日 _____ 年 月 日

(管理用番号: _____)

下田部自治会 殿 一念寺住職 殿

下田部墓地永代墓使用規約に基づき、以下の通り銘板への刻印および永代経法要での芳名の読み上げを申し込みます。

申込者情報(使用者・永代墓の名義人となる方)

フリガナ:

氏名: _____

フリガナ:

現住所: 〒 _____

電話番号: _____ (メール等: _____)

【希望事項の確認】

希望する項目に○、希望しない項目には×をご記入ください。

() 銘板(ネームプレート)への刻印・掲示

() 永代経法要での芳名の読み上げ

銘板への刻印・掲示、および永代経での芳名の読み上げに伴う追加費用は発生しません。

【刻印を希望する文字】

丁寧に記入してください。刻印後の文字の訂正や変更はできません。

フリガナ:

家名: _____ 家

フリガナ:

法名・戒名: _____

フリガナ:

俗名: _____

年月日: _____ (往生・没・寂・歿)

【読み上げ希望の芳名】

読み上げを希望するものに○をご記入ください。複数可能。

() 家名 / () 俗名 / () 法名

④下田部墓地永代墓使用許可証

管理用番号: _____

使用者氏名: _____ 様

使用者住所: _____

「下田部墓地永代墓使用規約」に基づき下記の通り本永代墓の使用を許可します。

記

【許可内容】下田部墓地永代墓への遺骨の収蔵。

(対象者 _____ 様)

【遵守事項】

1. 本許可証は、使用規約に同意した使用者本人に対して発行するものであり、使用权の譲渡、転貸、または担保に供することはできません。
2. 使用者の氏名、住所、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに所定の「訂正届」を提出してください。
3. 一度納骨された遺骨は、理由のいかなを問わず返還できません。
4. 納骨、永代経法要、盆法要その他一切の宗教儀式は、浄土真宗本願寺派(一念寺)の法式により執り行います。

【特記事項・備考】

- 骨壺安置期間(希望者のみ):十三回忌(_____ 年)まで。
- 当該期間終了後は規約第10条に基づき自動的に合葬(共同納骨室への収蔵)します。

以上

許可年月日: _____ 年 月 日

(管理者)

下田部自治会 _____

宗教法人 一念寺 住職 _____

⑤訂正届
(下田部墓地永代墓 訂正届)

受付日 _____ 年 月 日

1. 届出者情報(使用者・名義人)

氏名: _____ (管理用番号: _____)

現在の住所: 〒 _____

現在の電話番号: _____

2. 変更内容

変更対象項目:

() 氏名・() 住所・() 電話番号・() その他()

3. 訂正前後の情報

訂正前:

訂正後:

上記のとおり、永代墓使用申込書記載事項の訂正を届け出ます。

届出者 署名: _____



金剛山 一念寺

一念寺は、伝統を大切にしながらも、現代の暮らしに寄り添うお寺です。

お墓のことだけに限らず、お仏事や仏教の教えについての疑問・質問など、どんなこともお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】

浄土真宗本願寺派 金剛山 一念寺
〒569-0062 高槻市下田部町1-21-20
電話: 072-671-6091

